

第14次労働災害防止推進計画

計画のねらい

(1)計画が目指す社会

• 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保 を通じ、企業、社会のウェルビーイング(Well-being)を実現する。

(2)計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3)計画の目標

• 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も 出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成 することを目指す。





■ 第13次労働災害防止推進計画中の労働災害発生状況

死亡者数



全業種目標:死亡者数40人を下回る

・2021年及び2022年、2年連続で目標達成

重点業種目標:製造業・建設業で死亡者数7人を下回る

・2021年の建設業及び2022年の製造業を除き、目標未達成。

死傷者数



最近の10数年間は減少停滞。13次防期間中に増加に転じた。

製造業、建設業、陸上貨物運送事業等 ほぼ横ばい 第三次産業 大幅増加 **ほぼ横ばい はままり** 構造上の課題

工業中毒

- 12次防期間合計 59人
- 13次防期間合計 72人と増加。
- 一酸化炭素中毒等、一時に複数名が被災した事例が多い。

定期健康診断

何らかの項目に所見が認められた有所見率2017 年以降6年連続で、約6%上昇。

血中脂質、肝機能、血圧、血糖の順で有所見率が高い。

生活習慣病、高年齢労働者の割合増加との関連



「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

重篤な労働災害の防止

リスクアヤ スメントの 普及促進

アウトプット 指標

製造業

はさまれ・ 巻き込まれ 災害防止等

● 残留リスク 情報入手 70%以上

建設業

墜落・転落 災害防止

• フロントロー ディング実施 80%以上

第三次産業

+ Safe 協議会等 の運用

総合的な健康対策

労働者の心身 の健康確保

● 年次有給休 暇の取得率 70%以上

化学物質及び 粉じん対策

実施 80%以上 石綿対策

● 化学物質RA

● 「安全経営あいち賛同事業場」1000事業場以上

アウトカム 指標

- 製造業死亡災害 6人を下回る
- 建設業死亡災害 5人を下回る

- 工業中毒による死傷災害 7人を下回る
- 定期健康診断有所見率 上昇率 0 %以下とする
- 死亡災害 早期に、25人を下回る
- 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる

計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング(Well-being)を実現

■ 重点事項ごとの具体的取組

	項目	主な内容
(1) 「安全経営あい ち®」の推進	ア「安全経営あいち賛同事業場制度 (仮称)」の運用による機運醸成	• 「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ + Safe 協議会等の運用による第 三次産業対策	• 小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害 の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止 等を重点とした製造業対策	 製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とし た建設業対策	建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対 策	ア 労働者の心身の健康確保のため の総合的対策	労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、 相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康 障害防止対策	• 化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	• 令和2年等に改正された石綿障害予防規則(事前調査の適切な実施・報告等)の遵守徹底等 により石綿ばく露防止対策を推進する。

• 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向(転倒災害、腰痛等)を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。